

22年 6月24日

一般質問

当日用

福島かずえ

日本共産党の福島かずえです。一般質問を行います。
はじめに、持続可能なひとと環境にやさしい農業支援策について伺います。

①地球温暖化による災害の激化、コロナ禍、ロシアのウクライナ侵略などにより、食料やエネルギーが高騰し、暮らしと地域経済の悪化は深刻です。そのなかで、食料を供給し環境を保全する農業と農村集落の役割はいつそう重要になっています。

しかし、宮城県の販売農家数は10年間で42%も減少しました。農業の中心的な担い手である「基幹的農業従事者」は65歳以上が72%、75歳以上は28%であるのに40歳未満は4%に過ぎず、高齢化がいつそう進んでいます。昨年の米価大暴落も、営農意欲を失わせる大きな打撃となっています。

大小多様な家族経営が成り立ち、若者が安心して就農し、農山村で希望を持って暮らせるようにするためには、国が基幹産業にふさわしい農業予算を確保する、価格保障と所得補償の抜本的充実など欧米諸国並みの手厚い保護を実施する、際限のない輸入自由化をストップし、37%まで落ち込んだ自給率を回復させて、食料主権を確立することが欠かせません。こうした農政の転換を本気になって国に求めるべきです。いかがですか、知事に伺います。

②自民公明政府が昨年暮れに打ち出した水田活用の直接支払い交付金の大幅カットを中止するよう、国へ求めるべきです。実質的に畑地化している場合には、麦、大豆、そば、飼料作物などの生産が維持できるように、他の支援策を行うことを申し入れるべきです。

小麦の自給率は15%、大豆6%、畜産用のたんぱく質が多い濃厚飼料は12%です。交付金によってかろうじて維持されてきた、これらの生産は激減し、中山間地において耕作放棄地が一挙に広がってしまっています。今回の交付金見直しは、自給率向上が求められているときに、それに逆行する行為です。知事のお考えを伺います。

③農業資材の大半を輸入に依存する農業経営は資材高騰の影響を強く受け、コロナ禍による需要減も相まって危機に陥っています。

緊急支援策として、①肥料価格の高騰分を農家に直接補填すること②現行の資料価格安定制度を飼料価格の高騰分の差額を直接補填する仕組みに改めること③牛マルキン、豚マルキン制度を国の全額負担によって実質的生産費の全てを補填する制度に改善すること④乳価の大幅引き上げをメーカーに要請するとともに「酪農マルキン」制度を創設すること。加工原料乳の補給金単価を引き上げること。乳製品の輸入を減らし国産の備蓄を増やすなど生乳需給の安定を図ること⑤燃油価格の高騰に対して農業生産者に直接補填すること⑥中山間地域等直接支払制度は中山間地域に居住すること自体を支援するものに抜本的に拡充することを国に求めるべきです。いかがですか、伺います。

④宮城県では、「美味しくて安全安心な宮城県産のお米を学校給食で子どもたちに食べさせ

たい」という願いから、1987年多賀城市で全国に先駆けて地元良質米ササニシキが導入され、それが全県に広まりました。

91年には県が「宮城米学校給食実施事業補助金」制度を設け、ササニシキ導入の掛り増し経費をJAと2分の1ずつ負担してきた歴史があります。その仕組みは「みやぎ自主流通米方式」から「みやぎ米飯学校給食支援方式」へと継続し、ササニシキからひとめぼれ、そして2年前から、ひとめぼれの環境保全米の提供が始まりました。今年4月からは、パンが国内産小麦100%になりました。学校給食の安全安心と県内産農産物の販路拡大を結びつけて、発展させてきた関係者の努力に敬意を表するものです。

先見的施策を進めてきた宮城県が先頭になって、現在の物価高騰でいっそう国民的要求となっている「学校給食無償化」を国に求めていくべきです。知事のお考えを伺います。

⑤そして、国が無償化に踏み切るまで、宮城県が市町村とともに学校給食無償化を実行することを求めます。子育て支援策とともに、人と環境にやさしい農業を県内ですすめていくために必要な施策です。政府は昨年5月、「みどりの食料システム戦略」を発表し、2050年までに化学農薬は使用量の50%を、化学肥料は30%削減し、有機農業の面積を現在の50倍の百万ヘクタール(耕地面積の25%)に拡大するなどの目標を掲げました。

環境保全米からさらに有機米、そして県産小麦100%のパン、米粉パン、米粉麺などを学校給食に提供し、県内産有機米・農産物の需要拡大、販路を切り拓いていくためには、食料費を保護者負担から公費負担へ変えることが求められます。

需要品種の開発や改良、技術の普及など、学校給食へ県内産有機米・農産物を安定して供給していくための課題はいろいろありますが、価格の問題が最も大きな障害となって横たわっています。価格問題の解決は、食料費を県が市町村とともに負担することで可能になります。知事の決断を求めます。いかがですか、お答えください。

⑥2015年の「国際土壌年」から「国連土壌の10年」が始まっています。除草剤などの農薬、化学肥料などによって土壌の微生物がいなくなり砂漠化する「土壌の喪失」問題は深刻で、「あと50数年すると地球上で土壌がほとんど全て失われ、農業に適した土地がなくなってしまう」と言われています。

特に、私の地元である仙台市若林区の被災地では、国施行で大規模な仙台東地区圃場整備事業が行われ、大量の客土が入り、大切な土壌の力が戻っていないという課題を抱えています。国や県は、稲作からの転作をしきりに勧めますが、地力が十分でないため、転作作物が思うような出来にならず、経営のプラスにはなっていません。土づくりへの支援が求められています。

また、11年も経つのにいまだに大きな石やガレキの破片、茶わんのかげらなども土から湧き出てきて、農機具の爪や歯が壊れたり痛みが激しく、農機具の更新時期が早まっていることも悩みのタネです。

加えて、災害危険区域指定で住民はいなくなり、集落の共同作業も期待できず、多重防御の二線提や避難道路の法面の草刈りは誰が行うのか、道路管理者との協議も十分進まず、生

産組合の負担が大きくなっている課題もあります。

被災地の農業、農家には継続的な支援がまだまだ必要です。仙台東地区圃場整備事業を施行した国が県と仙台市に呼びかけ、課題解決のための協議を開始すると伺っています。県はこのような被災地の農家が抱えている課題をどう認識していますか。

また、課題解決のため、県は持っている力をどのように発揮しようと考えているのか、伺います。あわせて、お答えください。

⑦そして、こうした課題は県施行の圃場整備事業でも同様です。県が市町村とともに、引き続き、支援策を継続して実施することを求めますが、いかがですか、伺います。

⑧農地中間管理機構ができて、8年が過ぎました。2023年から新しい契約が始まります。現在、宮城県農地中間管理機構の専従職員は7名です。加えて、嘱託の「地域コーディネーター」が全県で十三名います。しかし、求められている役割を果たすには、予算も人も不十分です。仙台エリアの地域コーディネーターは1名しかおらず、しかも黒川郡内が主な活動地域であり、仙台市内で活動する地域コーディネーターはいません。耕作放棄地を減らすために、農地中間管理機構へ県としてもっと予算と人を拡充し支援すべきです。お考えを伺います。

次に、女性の健康と権利を守る施策の拡充について伺います。

①コロナ禍によって、困難を抱える女性とは急増し、宮城県の2020（ㇿ2）年度の「婦人相談件数」は、四千六百十四件で過去最多となりました。仙台市や石巻市の配偶者暴力相談支援センターや県の夜間休日DV相談など、相談窓口が増えたことも相談件数の増加につながり、問題を顕在化しています。（グラフでは②と③のところです）これまで県女性相談センターが発行していた「女性支援の概要」のグラフには、この②と③が加算されていませんでした。これでは、実態と違うグラフ、統計といえます。実態を正確に把握するところから、的確な対応策をつくることができます。また、問題の深刻さが伝わり、解決に向けた支援策づくりへの社会的合意形成にも役立ちます。昨年9月議会でも求めましたが、今後のグラフは実態を総合的に反映している形（①に②③を加える形）に変更すべきです。いかがですか、伺います。

②コロナ禍に加え、食料品や電気代などの物価高騰により、今年も困難を抱える女性からの相談が増えると思われます。こうした実態にあわせた、支援策の拡充が必要です。知事は、相談数の急増をどう受け止めていますか。知事の認識をまず、お聞かせください。

③貧困や虐待、暴力、性搾取・性暴力の被害など多様な困難を抱える女性を包括的に支援する新法が5月に成立しました。日本共産党も含む超党派の女性議員が中心になってまとめた議員提案です。県女性相談センターが行っている「婦人保護事業」の根拠法は、これまで、

「売春防止法」でした。新しい女性支援法は当事者の「意思の尊重」、「人権擁護」、「男女平等の実現」を基本理念に掲げ、国と地方自治体の責務と民間支援団体との「協働」、「その自主性の尊重」を明記しています。当事者や支援者の長年の運動が実った画期的な法改正といえます。

これまでの「売春防止法」は「保護更生」を目的としているため、「婦人保護施設」でも職員による行動観察に加え、携帯電話使用や外出が禁止、制限されており、こうした環境への拒否感から施設利用をためらい、支援につながらない人が宮城県でも多く生まれています。また、DV被害者は「死に至るような激しい身体的暴力」を受けていなければ入所を認められず、支援団体から「居場所のない女性の役に立っていない」と厳しい意見が寄せられています。

保護施設利用は2004年度の140人がピークで、以降は減少傾向です。相談数が過去最多の2020年度も一時保護者はわずか39人です。相談数、相談ケースは増えているのに、一時保護は減少という、逆転現象を解消すべきです。「困難女性支援法」成立の趣旨を受け止めて、まず、県の一時保護業務を今すぐ改善することを求めます。身体的暴力だけでなく、経済的、精神的暴力も暴力です。入所要件を緩和し、困っている女性を受け入れ、自立を支援し「居場所となる施設」へと拡充すべきです。法施行は2024年4月ですが、それを待たずにできることから行いましょう。知事のお考えを伺います。

④子宮頸がん検診とHPV感染症ワクチンについて、伺います。

小学校6年生から高校一年生相当の女子を対象にHPV（ヒトパピローマウイルス）感染症ワクチンの積極的勧奨が、国によってこの4月から再開されました。

感染症を予防するうえで、ワクチンは重要な役割を果たし、多くの国民は有効でなおかつ安全なワクチン開発を待ち望んでいます。しかし、一般的に、病原体等を体内に接種し、生体の免疫の仕組みに依拠して感染症発症を予防するワクチンの開発や接種は十分に慎重であるべきです。

HPVワクチンは、2013年4月から定期接種が始まりましたが、接種者に持続的な疼痛など重篤な副反応が報告され、厚労省は「ワクチンとの因果関係を否定できない」とし、わずか2ヶ月で定期接種の積極的勧奨を中止しました。

今回の積極的勧奨再開について、医師など専門家から「重篤な副反応報告や副反応被害救済申請症例について、個別の詳細な調査や原因究明を行わないまま、勧奨再開された」と、厳しい批判が出されています。

また、2016年7月にはHPVワクチンの副反応の被害者が、国と製薬企業2社に対し、損害賠償を求めて提訴し、現在、120名を超える原告が裁判を行っています。原告の十代、二十代の女性は、今なお続く、重篤な症状に苦しみ、学業が中断され、就業も果たせず、将来不安を募らせている実態があります。

ワクチン接種は任意であり、強制であってはいけません。対象者やその保護者が自主的に選択、判断できるように、県は様々な媒体をつかい、副反応などのリスクについても、正確な情報を発信すべきです。

例えば、HPVワクチンの副反応疑い報告の頻度は、他の定期接種ワクチン平均の9.9倍、うち重篤なものは8.8倍であること、HPVに感染しても2年以内に9割の確率で自然排出されること、まれに感染が持続して前がん病変になっても正常な細胞に戻ることも多いこと、子宮頸がんに至るまでの割合はHPV感染者のわずか0.15%と推定されていることなどは、科学的知見として間違いのない情報ですね、伺います。

⑤ところが、県のHPには、そうした情報が掲載されていません。厚労省の概要版リーフレットにもありません。こうした情報も県は発信し、周知徹底すべきです。いかがですか、伺います。

⑥そして、副反応のリスクがあるHPVワクチン接種をしなくても、検診を定期的に行っていれば高い確率で、子宮頸がんを「早期発見、早期治療」でき、治癒も可能であることはとても重要な情報です。逆に、HPVワクチンを接種しても、一定の年齢に達すれば子宮がん検診を定期的に行う必要があると思います。これらについて、もっと県として発信すべきです。いかがでしょうか、お答えください。

次に、連続する災害から命と暮らし、住まいを守る支援策について伺います。

①今年3月の福島県沖地震の罹災証明書交付数は、6月17日現在で2万8986件になっています。梅雨入りし本格的な雨のシーズンになりましたが、屋根の修理などが終わっていない人も多くいます。

住宅被害のうち、約9割が損害割合10%未満の一部損壊判定です。5月臨時議会で、一部損壊世帯に対して、20万円以上の修理費がかかった世帯に市町村1万円、県9万円を負担して10万円を支給する福島県の支援策を紹介しながら、宮城県でも支援制度創設を求めました。冷たい答弁でしたが、あきらめるわけにはいきません。一部損壊世帯への公的支援は生活再建のきっかけ、励ましにもなり、「在宅被災者」と言われる世帯をなくす施策にもつながります。鳥取県は中部地震の際に、屋根修繕経費をNPOなどの修繕実施団体へ補助する制度をつくり、高齢世帯や低所得世帯などを救済しました。

県内では、今回、蔵王町^{まろ}が準半壊に至らない一部損壊に対して修繕費用として5万から3万円を「見舞金」として支給し、山元町^{ちよつ}・亘理町^{ちよつ}、丸森町^{まち}では、国交省の「耐風改修支援事業」を利用して、瓦屋根の改修に対する補助金を支給しています。

宮城県でも市町村と相談して、一部損壊世帯への支援制度を創設することを再度、求めます。いかがですか、伺います。

②内閣府は今年3月、災害ケースマネジメントについて、全国の先進的な取組事例集を作成、公表しました。宮城県でも、災害ケースマネジメントについて、5月に関係市町との

意見交換会を開いたと伺っています。

住民に一番近い行政である市町村の意見を聞くことはとても大切です。同時に、この間、宮城県内の被災地で困っている被災者にアウトリーチで寄り添い、それぞれ抱えている課題を整理し、解決するための相談に応じているNPO「チーム王冠」や仙台弁護士会、災害支援士業連絡会などの団体の皆さんから、持っている経験や知見を伺うことも重要です。県や市町村だけで検討するのでなく、被災当事者や支援者の意見をよく聞いて、すすめていくべきです。昨年十一月には、県議会自然災害対策調査特別委員会からも制度化が提言されています。県は今後どのように災害ケースマネジメント制度を構築していくのか、その考えを伺います。

③今年一月末現在で、災害公営住宅で「孤独死」された方は233人ということですが、直近の調査ではどうなっているでしょうか、伺います。

また、災害公営住宅において六十五歳以上の被災者は49、2%で、そのうち単身世帯は34、5%となっています（今年3月末時点）。高齢化がいつそう進むなかで、被災者のいのちと健康を守るために、一昨年、県が打ち切った健康調査を復活させるべきですが、お考えを伺います。

最後に、水道事業「みやぎ型管理運営方式」民営化が始まってからの諸問題について伺います。

①4月から「みやぎ型管理運営方式」という名前で、全国初の上下水道3事業のコンセッション型民営化がスタートしました。私たち日本共産党県議団は関係市町の議員とともに、6施設の現地調査を5月から6月にかけて行いました。

4月から各浄水場や浄化センターにいるOM会社「みずむすびサービスみやぎ」の人員は223名で、3月までの指定管理事業者の人員266名より、43名も現場は少なくなると伺っていました。しかし、6か所の現地調査をしてみると、5月末のOM会社の現場人員は235名であることが判明し、当初計画に比べ、12名人員を増やしていました。また、巡回して保守点検業務を行うとされていた「広域保全隊」は、固定した現場に配置されていることもわかりました。なぜ、このような変更が必要だったのですか。当初計画に無理があったということでしょうか、伺います。

また、県には、こうした体制の変更が報告されていたのでしょうか。5月の建設企業委員会で、人員体制について私が質問した際には、そうした説明はありませんでした。現場の人員が235名体制である報告はいつ受けたのか、伺います。

②5月15日に、運営会社の「みずむすびマネジメントみやぎ」から4月分の「月間運轉管理・水質管理報告書」と「月間保守点検・修繕報告書」が宮城県に提出されています。「毎月報告書」と言われているものです。県がその報告書を審査・確認、いわゆるモニタリングして、その結果を毎月、公表することになっています。5月の建設企業委員会では、そのう

ちごく一部の広域用水の水質基準項目について、報告がありました。

水道法に基づいて県が行う検査項目は51項目あり、毎月行うものは19項目ですが、委員会に報告されたのは、わずか6項目にすぎませんでした。そして、水道法よりも厳しい県基準との比較もありませんでした。6月下旬に公表予定とされている「水質管理」のモニタリング結果は、そういう不十分なものでは困ります。県が「年報」としてこれまで報告してきたのと全く同じ形での検査結果の公表を上下水道、工業用水の9事業全てで行うことを求めます。そうでなければ、県民や議会がこれまでと比較し、判断、評価することができません。いかがですか、お答え下さい。

③現在、運営権が設定された施設や機械の健全度評価のための調査が行われています。調査結果を踏まえた健全度評価の公表は、SPCが今後行う施設や機械の更新投資の妥当性を県民や議会、関係市町村が判断、検証するために欠かせないものです。本来なら、運営権の引渡し前に、県と運営会社の両方で調査、確認し、県民へ公表すべきでした。今、行っている調査結果の公表は、20年後に、施設や設備、機器がボロボロになって返されることがないように、また必要以上の多額の更新投資を防ぐためにも必要です。どのように、いつ、公表されるのか、伺います。

④また、健全度調査計画書は、運営会社のノウハウが含まれるので、「公表できない」と言って、公表されないうままです。「県民から信頼される企業へと成長していくために必要なのは、決して「隠しごと」をせず、必要な情報をきちんと発信していくことだと考えています」とは、運営会社社長の言葉です。

この言葉通りに、「隠しごとをしない」で、必要な情報を県民へ発信すべきです。健全度調査をどのように進めていくのか、基本的な考え方や健全度調査計画書の内容を改めて、伺います。お答えください。

⑤3月の福島県沖地震によって、大代にある仙塩浄化センターの污泥焼却炉や仙南仙塩広域水道の高区調整池流入流出計室内浸水機器など、水道や下水道の施設、機械の被害がありました。災害復旧として、国と県がお金を出してそれらを更新、修理する予定です。このことによって、公募の際に提出されたSPCの従来の更新投資計画は見直す必要があるのではないですか、伺います。

⑥料金改定について伺います。みやぎ型管理運営方式の料金改定は5年に一度、行うという説明でしたが、第1期料金期間は、2022年、23年の2か年だけで、24年4月から、新しい料金になり、その後、5年、5年、5年、3年という料金期間だということが、まだまだ県民にも関係市町村にも周知されていません。

広域水道では、基本料金や使用料金の額、供給単価、基本水量（需給水量）について、流域下水道では維持管理負担金の単価について、今年度中に関係市町村と協議を開始します。来年5月までに決定、市町村と覚書を交わし、来年の9月県議会で料金改定の議決というス

ケジュールが予定されています。随分と慌ただし、タイトなスケジュールです。

そもそも、広域水道の受水市町村と交わしている覚書では次期料金改定は2025年度から始まることになっています。

なぜ、24年に前倒しするのか、急ぐのか、理由を伺います。また、受水市町村から、そのことの合意は得ているのか、あわせて、伺います。

⑦「みやぎ型」の導入目的を県は「運営コストの削減」と主張し、SPCは287億円を削減し、県部分と合わせて337億円のコスト削減になると説明してきました。関係市町村が「その分を料金単価に反映して、値下げして欲しい」と求めるのは当然のことです。

これに対して、これまでの知事や管理者の答弁は「今後の管路の更新費用にも充てなくてはならない。全てを料金に回すことはできない。値上げ幅を抑制することになる」というものでしたが、今も変わりませんか、伺います。

⑧減価償却費の関係で、事業開始2年間は赤字決算になると、今年の3月の建設企業委員会で、当局から説明がありました。それを引き合いに出して、次期の料金は値上げするという提案では、市町村からも県民からも到底、納得は得られないものと思いますが、その点はいかがお考えなのでしょうか。お答えください。以上、第一問といたします。